

事務連絡  
令和2年5月19日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

今治市健康福祉部 高齢介護課長

### 地域密着型サービス事業所の人員配置基準について

平素から介護保険制度の円滑な運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、これまで経営者等の管理監督者の「勤務延時間数」について、明確な基準を示しておりませんでした。介護給付適正化のため、今後下記のとおり取扱いますので、貴事業所の人員配置についてご確認くださいませようお願いいたします。

### 記

- 1 明確にする基準**      管理監督者の「勤務延時間数」  
従業者1人につき、「勤務延時間数」に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすることとなっている。経営者等の管理監督者は、労働基準法上で労働時間等に関する規定の適用除外とされているが、管理監督者が常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を超えて勤務する場合、「勤務延時間数」に算入できるか否か。
- 2 今後の取扱い**      「勤務延時間数」に算入できないため、人員配置基準欠如となり、減算又は加算の取消しの対象となる。  
※できるだけ速やかに改善をお願いします。今年度中に改善できない場合は減算又は加算の取消しをさせていただきます。
- 3 取扱いの理由**      管理監督者は、労働基準法上で労働時間に関する規定の適用除外とされているが、これは事業所経営に係る多種多様の業務が、勤務時間で縛ることが困難であるために定められたものであって、介護保険法により、その資格や業務内容・役割等が明確に定められ、サービス利用者に常に対応する必要がある業務（介護職員、生活相談員等）にまで援用されるものではないため。

**【担当】**

今治市健康福祉部高齢介護課  
介護保険担当

TEL0898-36-1526 FAX0898-34-5077

別紙（地域密着型通所介護事業所を例とした参考資料）

例 1日あたりのサービス提供時間が7時間、常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務時間が40時間及び管理監督者が管理者と生活相談員を兼務している事業所

【1週あたりの営業日が5日（土・日曜日が休み）の場合】

（1）生活相談員：1名（管理者兼務）

職種	勤務形態	資格	氏名	第1週							勤務時間
				1	2	3	4	5	6	7	
				月	火	水	木	金	土	日	
管理者兼生活相談員	B	介護福祉士	今治太郎	8	8	8	8	8			40時間

生活相談員について、勤務表上の1週あたりの勤務時間が40時間以下であり、1日あたりの勤務延時間が7時間以上のため、人員基準を満たしている。

【1週あたりの営業日が6日（日曜日が休み）の場合】

（2）生活相談員：1名（管理者兼務）

職種	勤務形態	資格	氏名	第1週							勤務時間
				1	2	3	4	5	6	7	
				月	火	水	木	金	土	日	
管理者兼生活相談員	B	介護福祉士	今治太郎	7	7	7	7	7	7		42時間

生活相談員について、勤務表上の1週あたりの勤務時間が40時間を超えているため、勤務延時間としては2時間が算入されないことから人員配置基準欠如である。

（3）生活相談員：2名（管理者兼務1名、非常勤専従1名）

職種	勤務形態	資格	氏名	第1週							勤務時間
				1	2	3	4	5	6	7	
				月	火	水	木	金	土	日	
管理者兼生活相談員	B	介護福祉士	今治太郎	7	7	7	7	7	5		40時間
生活相談員	C	社会福祉士	今治次郎	休	休	休	休	7	2		9時間

各生活相談員について、勤務表上の1週あたりの勤務時間が40時間以下であり、1日あたりの生活相談員の勤務延時間の合計が7時間以上のため、人員基準を満たしている。